

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2997号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「在宅援助記録票第1号様式（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」及び「在宅援助記録票第2号様式（継続記録票）（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2997号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2997	令和2年5月22日	令和2年7月17日	令和2年10月16日	令和2年11月26日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2997	「在宅援助記録票第1号様式（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」及び「在宅援助記録票第2号様式（継続記録票）（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人開示請求者以外の個人の氏名、心情、状況、言動、対応に関する記載 <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>旧条例第22条第7号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整内容 <p>（開示することにより、区と関係機関との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区からの本人開示請求者及びその家族に 	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>対する所見・評価</p> <p>(開示することにより、区と本人の信頼関係の構築を阻むおそれがあり、今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・ 関係機関からの本人開示請求者及びその家族に対する所見・評価、支援方針</p> <p>(相手方に公開される前提ではないものであるから、開示することにより、関係機関から適正な情報提供がされなくなるなど、今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・ 区と関係機関の間の支援内容の共有や実施方法の打合せの内容</p> <p>(関係機関との連絡調整に関わる記録を開示することにより、区と関係機関との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2997	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《障害児及び障害者の支援業務について》</p> <p>横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するため、各区に福祉保健センターを設置している。</p> <p>横浜市青葉福祉保健センターでは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき障害児及び障害者の福祉に関して必要な情報の提供を行い、及び相談に応じ、並びに必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行っており、18歳未満の障害児の福祉及び支援に関する業務は青葉区福祉保健センターこども家庭支援課が、18歳以上の障害者の福祉及び支援に関する業務は青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課が担当している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人の在宅援助記録票である。在宅援助記録票とは、実施機関が、日常生活を営むに当たり支援を要する者の在宅生活を支援するために必要な記録と情報を整理し、組織的な対応を図るために作成する行政文書である。在宅援助記録票は、(1)個人援助の記録、(2)福祉・保健サービス等の利用可否やその内容の判断並びに(3)障</p>

答申番号	判断の要旨
2997	<p>害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の支給決定の際の勘案事項の整理に使用される。</p> <p>イ 「在宅援助記録票第1号様式（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」は、「第1号様式－1」、「第1号様式－3－I 知的障害」、「第1号様式－3－j① 基礎調査票・先天性障害」、「第1号様式－3－a 医療・社会的活動」及び「第1号様式－3－j② 基礎調査票・共通」から構成され、援助対象者の氏名、住所、対象者概要、世帯状況、相談歴等が記載されている。平成29年6月に審査請求人からの障害福祉サービスの利用に関する新規の相談があった際に作成し、その後、障害者総合支援法の障害福祉サービスの利用の決定を行う際などの変更があった場合に更新をしている。</p> <p>ウ 「在宅援助記録票第2号様式（継続記録票）（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」は、「第2号様式② 継続記録票」及び「ケース会の記録」で構成され、実施機関と審査請求人の家族及び関係機関とのやり取りの内容が記載されている。</p> <p>エ 当審査会では、本件保有個人情報の非開示部分について、実施機関と家族とのやり取り、所見及び評価に関する事項（以下「非開示部分1」という。）並びに関係機関に関する事項（以下「非開示部分2」という。）に分類した。</p> <p>《旧条例第22条第7号該当性について》</p> <p>ア 当審査会が見分したところ、非開示部分1には、実施機関が家族との面談や訪問等で聞き取った家族の心情や言動並びに審査請求人の在宅支援に関する実施機関職員の所見及び評価が記載されていた。これらを審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、実施機関の支援の受け入れを拒否し、審査請求人に対する今後の障害福祉サービスの円滑な導入や支援が困難になるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 当審査会が見分したところ、非開示部分2には、関係機関の所見や評価、支援方針、実施機関と関係機関でのカンファレンスや電話での共有内容、実施機関とやり取りしている関係機関の職員名及び実施機関の職員名並びに職種が記載されていた。</p> <p>実施機関に確認したところ、支援方針については、各機関の所見や評価に基づき検討を行うものであり、誰が参加しどのような発言をしたのかといったような検討の経緯まで審査請求人や家族に伝えているものではないということであった。</p> <p>そのことからすれば、関係機関は審査請求人や家族に対して回答内容が伝わるとは想定せず、所見や評価を述べていると思われ、これらの情報が開示されることで、今後の同様なケースにおいて関係機関がカンファレンス等で所見を述べることを控えるようになり、適切な支援方針が示されなくなってしまうことが想定される。また、そうした所見や評価、支援方針が審査請求人の認識と異なっていた場合に当該機関の支援の受け入れを拒否し、審査請求人の適正な支援の実施に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>《旧条例第22条第3号該当性について》</p> <p>実施機関は、旧条例第22条第3号該当性について主張するが、非開示部分1及び非開示部分2については、上記《旧条例第22条第7号該当性について》のとおり、旧条例第22条第7号に該当するため、本号該当性は、判断しない。</p> <p>《その他》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881